

特定投資家制度について

- ◇金融商品取引法施行(平成19年9月30日)に伴い、「特定投資家制度」が設けられました。
お客様は金融商品取引法の定める基準に従い、「特定投資家」と「特定投資家以外の顧客」（「一般投資家」）に区分されます。
- ◇お客様が「特定投資家」である場合には、金融商品取引業者等に課せられる金融商品取引法上の行為規制の一部（「適合性の原則」や「契約締結前書面・契約締結時書面の交付義務」等）の適用が除外されます。
- ◇「一般投資家」に移行可能な「特定投資家」のお客様は、当金庫にて一定の手続きをお取りいただくことにより、「一般投資家」へ移行されます。移行の効力はお客様から当金庫へ「特定投資家への復帰のご依頼」があるまで有効となります。

「特定投資家」と「一般投資家」の区分

	お客様	区分
①	適格機関投資家等（一定の金融機関、国、日本銀行等）のお客様	常に「特定投資家」に区分されます。 （一般投資家への移行はできません。）
②	特殊法人・独立行政法人、上場会社、資本金5億円以上の株式会社等の法人のお客様 ※	「特定投資家」に区分されますが、お客様のご依頼により、「一般投資家」への移行が可能です。
③	地方公共団体、上記①、②以外の法人のお客様、一定の要件を満たす個人のお客様	「一般投資家」に区分されますが、お客様のご依頼により、「特定投資家」への移行が可能です。
④	上記③以外の個人のお客様	常に「一般投資家」に区分されます。 （特定投資家への移行はできません。）

※上記の分類②には、詳しくは、特別の法律により特別の設立行為をもって設立される法人（特殊法人および独立行政法人）、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、資産流動化法に規定する特定目的会社、上場会社、資本金5億円以上であると見込まれる株式会社、金融商品取引業者（適格機関投資家を除く。）、適格機関投資家等特例業務届出者である法人、外国法人が該当することとされております。

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

巣鴨信用金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第161号 日本証券業協会加入